

## 第7章 事業計画

### 第1節 事業概要

保存活用計画では、令和5年までを第1期、令和6年以降を第2期としていたが、本計画では、令和7年春（令和6年度中）に予定されている県立美術館の開館までに終わる整備を第1期、それ以降を第2期とし、整備を行う。整備に向け、令和3～4年に設計を行い、整備工事は令和4年度に一部着手し、令和5～6年度に行う。ただし、本史跡指定地内北側が、令和3年度冬以降、令和5年度まで、県立美術館建設の工事ヤードとなることから、本史跡の整備工事は、令和5年に指定地内南側、令和6年に指定地内北側の2段階に分けて行う。県立美術館開館までに整備工事を完了していることとする。

第1期では、各遺構表示やサイン・便益施設等の整備を行う。第2期では、第1期の整備を活かして、引き続き市民協働による活用や整備を進めるとともに、それまでの整備状況や遺構検証状況を確認し、課題を洗い出した上で、整備内容などの見直しを図る。

### 第2節 事業スケジュール

#### 1 第1期計画（～令和6年度まで）

令和3年度に基本設計および必要な調査を行い、令和4年度に基本設計と調査成果に基づいた実施設計を行う。整備工事は、第1節で前述したとおり、2カ年にわたるが、これらの設計や調査は、史跡指定地内全体について実施する。

令和4年度後期から令和5年度にかけて、排水整備を含めた地形造成や築堤等の撤去、各遺構について遺構表示もしくは復元等とサインの整備、便益施設等の整備、史跡指定地東隣の南端1カ所への境界標の設置を行う。また、AR等のデジタルコンテンツの開発と運用、本史跡のパンフレット作成と配架を進める。遺構表示の整備に伴って、市立上灘小学校から、塔の塔心礎および四天柱礎移動を体験学習として実施する。他、情報公開を進めながら、グッズの開発や、整備途上にあっても実施可能な学習・体験の取り組みやイベントを積極的に企画、実施することで市民の関心を高めていく。

令和6年度には、排水整備を含めた地形造成、アスファルト舗装等の撤去、模型やサイン等の整備、史跡指定地北端2カ所（県立美術館用地との境界）への境界標の設置を行う。また、整備工事が終わった段階で、整備事業報告書の作成を行う。

#### 2 第2期計画（令和7年度以降）

令和7年度以降は、築地塀の版築体験を開始し、県立美術館や他近隣施設と連携の上、より積極的な情報公開と各種活用を推し進め、市民と協働でつくり育てる史跡の実現を目指す。また、史跡指定地南側（字五反田・字松ヶ坪）、史跡指定地東側（字隈巡・字石ヶ坪・字藤田）ともに重要な遺構が発見された場合は、地権者・関係者の同意を得られるよう調整し、環境が整い次第、調査および公有化や追加指定について検討する。

第1期と第2期共通のものとして、保存活用計画にて作成されたチェックシートを用いた定期的な経過観察および評価を引き続き実施し、保存、活用、整備、運営体制等について適宜見直しを図り、必要に応じて計画等の改訂等を行う。

### 3 事業スケジュール

前述の各事業は、表7-1のとおり進めることとする。

表7-1 事業スケジュール

	第1期 (2021～)				第2期 (2025～)	
	令和3年度 2021	4年度 2022	5年度 2023	6年度 2024	令和7年度 2025	8年度以降 2026～
ハード 整備			各種整備			
	基本設計	実施設計				
	発掘調査等		礎石移動体験			
ソフト 整備	学習・体験、イベント、グッズ開発等					
	パンフレット作成、アプリケーションプログラム開発・運用				事業報告書作成	
	版築体験					
	実態把握、経過観察、評価					
県立 美術館	実施設計	建設工事		開館準備	開館・運営	